

大分県報

令和二年
第一五一号
十月二十三日

（金曜日）

目次

告示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出……………一
土地改良区の定款変更認可……………二

教育委員会告示

令和三年度大分県教育庁等職員（学芸員）採用選考試験実施要項……………二

正誤

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（二二六）に登載の大分県監査委員訓令第1号
（大分県監査事務局処務規程の一部改正）中の訂正……………四
令和二年三月三十一日付け大分県報号外（二二六）に登載の大分県監査委員訓令第2号
（大分県監査事務局職員倫理規程の一部改正）中の訂正……………五
令和二年三月三十一日付け大分県報号外（二二六）に登載の大分県監査委員訓令第3号
（大分県監査委員公印規程の一部改正）中の訂正……………五

○告示

示

大分県告示第五百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和二年十月二十三日

大分県知事 広瀬 勝貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

Diplaza

令和二年十月二十三日

大分県報（告示）

大分市大字勢家千百三十七番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

大分交通株式会社

代表取締役 杉原 正晴

大分市大字勢家字芦崎千百三番三

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社エクストリンク

代表取締役 廣瀬 祐一

大阪府大阪市北区曾根崎二―三―五梅新第一生命ビルディング十六階

外二者

変更後 株式会社カインド

代表取締役 片山 学

福岡県福岡市中央区大名二―九―三十五トウセン天神ビル三階

外二者

4 変更の年月日

令和二年十月二日

二 届出年月日

令和二年十月二日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和二年十月二十三日から令和三年二月二十四日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年二月二十四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。

令和二年十月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	所在地	認可年月日
昭和井路土地改良区	大分市	令二・一〇・一一

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第十四号

令和三年度大分県教育庁等職員（学芸員）採用選考試験を次の要項により実施する。
令和二年十月二十三日

大分県教育委員会
令和三年度大分県教育庁等職員（学芸員）採用選考試験実施要項

1 目的

大分県教育庁等職員（学芸員）を志望する者について、令和三年度採用に当たつての選考資料とするために実施する。

2 選考対象の試験区分、採用予定者数及び職務内容

試験区分	採用予定者数	職務内容
学芸員 (保存科学担当)	1人	令和3年度から主に大分県立歴史博物館、大分県立先哲史料館等に勤務し、文化財の保存修復、研究調査、展示及び教育普及等に関する業務に従事する。
学芸員 (日本中世史担当)	1人	令和3年度から主に大分県立歴史博物館、大分県立先哲史料館等に勤務し、日本中世史に関する調査研究、資料の収集、保管、展示及び教育普及等に関する業務

3 受験資格

次の(1)から(4)までの全ての要件を満たすとともに、試験区分ごとに(5)及び(6)のいずれかの要件を満たす者に限る。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者
 - (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条に規定する学芸員資格を有する者又は令和3年3月31日までに取得見込みの者
 - (3) 昭和56年4月2日以降に生まれた者
 - (4) 令和3年4月1日以降の採用に応じられる者
 - (5) 学芸員（保存科学担当）を志望する者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は大学院で、保存科学に関する専門課程若しくはこれに準じる課程を卒業（修了）した者又は令和3年3月31日までに卒業見込み（修了見込み）の者
 - (6) 学芸員（日本中世史担当）を志望する者は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）又は大学院で、日本中世史に関する専門課程若しくはこれに準じる課程を卒業（修了）した者又は令和3年3月31日までに卒業見込み（修了見込み）の者
- ※ 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。また、県職員としてふさわしくない非違行為があった場合は、合格を取り消すことがある。

(参考)

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 出願等手続

(1) 願書受付期間及び提出方法等		願書受付期間 令和2年10月23日(金)から11月27日(金)まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。)
提出方法は、次の①又は②とする。		
①持参による場合	・4(2)の書類の提出先に持参すること。 ・受付時間は、8：30～17：15とする。	
②郵送による場合	・簡易書留とし、封筒の表に「教育庁等職員(学芸員)採用選考試験願書在中」と朱書きすること。 ・令和2年11月27日(金)の消印のあるものまで有効とする。	
(2) 書類の提出先	大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階 大分県教育庁 教育人事課 教育庁人事班 郵便番号 870-8503 電話 (097) 506-5427	
(3) 提出書類	提出物	注意事項等
① 願書		・必要事項を記入し、写真を貼付すること。
② 受験票		・必要事項を記入すること。
③ 返信用封筒 2枚 (「受験票送付用」及び「第1次選考結果通知用」)		・84円切手を貼り、住所及び氏名を明記すること(宛名は「〇〇様」とすること。) ・封筒の規格は、23.5cm×12cm(長形3号)、糊付封筒とする(両面テープ貼付可)。
④ 自己紹介書		・所定のもの(ボールペンで記入すること。)
(注意)	ア 必要書類及び記載事項が不備の場合は、受け付けないことがある。 イ 願書と受験票は切り離さないこと。 ウ 願書、受験票及び自己紹介書は、大分県教育委員会のホームページ(http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/)からも入手できる。 エ 受験料は不要である。	
(4) 試験区分等		

<p>出願する試験区分は、学芸員(保存科学担当)又は学芸員(日本中世史担当)のいずれか一つとすること。併願はできない。また、出願後の試験区分の変更は認めない。</p> <p>(5) 受験票の交付 令和2年12月4日(金)頃本人宛で発送する。 ※ 令和2年12月11日(金)を過ぎても受験票が届かない場合は、4(2)の書類の提出先まで連絡すること。</p> <p>5 第1次試験</p> <p>(1) 期 日 令和2年12月19日(土)</p> <p>(2) 試験場 大分県教育センター(大分市大字田野原847番地の2) 電話 (097) 569-0118</p> <p>(3) 試験内容及び日程</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時 間</th> <th>試 験 等</th> <th>内 容 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9：00</td> <td>入室完了</td> <td>・試験室には、8：30から入室可</td> </tr> <tr> <td>9：00～9：20</td> <td>出欠確認、諸注意</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9：20～10：20</td> <td>教養試験</td> <td>・公務員として必要な一般的知識等についての筆記試験</td> </tr> <tr> <td>10：50～11：50</td> <td>専門試験</td> <td>・学芸員(保存科学担当又は日本中世史担当)として必要な専門的知識等についての筆記試験</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 教養試験及び専門試験に遅刻した場合は、試験開始後30分以内に限り受験を認めらる。</p> <p>(4) 携行品 受験票、時計(計時機能のものに限る。)及び筆記具(黒鉛筆又はシャープペンシル(HB程度)、消しゴム)</p> <p>(5) 選考結果</p> <p>① 第1次試験の合格者数は、採用予定者数の4倍とする。 ただし、採用予定者数の4倍以内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者となしない。 ※ 成績が著しく低い場合：第1次試験の得点率が40%(150点満点中60点)以下に該当する場合</p> <p>② 第1次試験の選考の結果は、令和2年12月28日(月)午前9時に、大分県庁舎本館</p>			時 間	試 験 等	内 容 等	9：00	入室完了	・試験室には、8：30から入室可	9：00～9：20	出欠確認、諸注意		9：20～10：20	教養試験	・公務員として必要な一般的知識等についての筆記試験	10：50～11：50	専門試験	・学芸員(保存科学担当又は日本中世史担当)として必要な専門的知識等についての筆記試験
時 間	試 験 等	内 容 等															
9：00	入室完了	・試験室には、8：30から入室可															
9：00～9：20	出欠確認、諸注意																
9：20～10：20	教養試験	・公務員として必要な一般的知識等についての筆記試験															
10：50～11：50	専門試験	・学芸員(保存科学担当又は日本中世史担当)として必要な専門的知識等についての筆記試験															

<p>1階の県政揭示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。 また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/）に掲載する。</p> <p>③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/）に掲載する。</p> <p>6 第2次試験 第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。 なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知する。</p> <p>(1) 期 日 令和3年1月17日（日）</p> <p>(2) 試験場 大分県教育センター（大分市大字且野原847番地の2） 電話（097）569-0118</p> <p>(3) 試験内容</p>		<p>1階の県政揭示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。 また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/）に掲載する。</p> <p>③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/）に掲載する。</p> <p>6 第2次試験 第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。 なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知する。</p> <p>(1) 期 日 令和3年1月17日（日）</p> <p>(2) 試験場 大分県教育センター（大分市大字且野原847番地の2） 電話（097）569-0118</p> <p>(3) 試験内容</p>		<p>1階の県政揭示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。 また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/）に掲載する。</p> <p>③ 第1次試験の専門試験の「正解・配点」を大分県教育委員会のホームページ（http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/）に掲載する。</p> <p>6 第2次試験 第1次試験の合格者について、以下のとおり第2次試験を実施する。 なお、日程等の詳細は、第1次試験結果通知の際に第1次試験合格者に対して通知する。</p> <p>(1) 期 日 令和3年1月17日（日）</p> <p>(2) 試験場 大分県教育センター（大分市大字且野原847番地の2） 電話（097）569-0118</p> <p>(3) 試験内容</p>	
試験	内容等				
面接 I	・学芸員（保存科学担当又は日本中世史担当）として必要な専門的知識等についての口頭試問				
面接 II	・人物及び適格性についての個人面接				
(4) 選考結果	<p>選考の結果は、令和3年1月29日（金）午前9時に、大分県庁舎本館1階の県政揭示板（県民室横）に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に文書で通知する。また、合格者の受験番号は、大分県教育委員会のホームページ（http://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/）に掲載する。</p> <p>なお、採用予定者数内であっても、成績が著しく低い場合は、合格者としてない。 ※ 成績が著しく低い場合：第2次試験の得点率が40%（300点満点中120点）以下に該当する場合</p>				
7 各試験の配点					
試験	第1次試験（150点）	第2次試験（300点）			
配点	50点	100点	100点	200点	
<p>(注意) 第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の総合成績（450点満点）により決定する。</p> <p>8 得点等の送付・開示 受験者全員に対して、選考試験の得点を、選考試験の結果の通知とともに送付する（口頭による開示（簡易開示）は行わない。）。</p> <p>9 合格者の行う手続 合格者は、指定する日までに採用のための必要書類を提出すること。詳細は、合格者に対して通知する。</p> <p>10 採用及び給与 (1) 選考試験の合格者は、令和3年4月1日付けで採用する。 (2) 採用時の給料は、職員の給与に関する条例（昭和32年大分県条例第39号）等の規定に基づき決定する。その他扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末・勤勉手当等の諸手当を、それぞれの支給要件に応じて支給する。 なお、採用前の職歴を有する者は、条件に応じて加算される。</p> <p>11 その他 (1) 身体に障がい等があり、試験場において配慮を必要とする受験者は、願書の「受験上の配慮」欄にその旨を記入すること。 (2) 携帯電話等は試験場内では電源を切り、かばん等に入れておくこと。携帯電話を時計代わりに使用することはできない。</p>					
<p>〇 正</p>					
<p>令和二年三月三十一日付け大分県報号外（二六）に記載の大分県監査委員訓令第一号（大分県監査事務局処務規程の一部改正）中の訂正</p>					
ページ	録	録	正		
二	上	左の録のとおり	左の正のとおり		
<p>監</p>					

第八条 事務局職員の休暇その他服務に関するについては、第一課長に合議しなければならぬ。

正
（第一課長への合議）

第八条 事務局職員の休暇その他服務に関するについては、第一課長に合議しなければならぬ。

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（二六）に登載の大分県監査委員訓令第二号（大分県監査事務局職員倫理規程の一部改正）中の訂正

ページ	段	行	誤	正
二	上	左から二三	大分県監査事務局倫理規程	大分県監査事務局職員倫理規程
二	上	左から八	大分県監査委員事務局倫理規程	大分県監査委員事務局職員倫理規程

令和二年三月三十一日付け大分県報号外（二六）に登載の大分県監査委員訓令第三号（大分県監査委員公印規程の一部改正）中の訂正

ページ	段	誤	正
二	下	左の誤のとおり	左の正のとおり

監
別表第2（第2条関係）

大分県監査委員公印	大分県代表監査委員職務代理者之印
大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印
大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印
大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印
大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印
大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印

正

別表第2（第2条関係）

(1)	大分県監査委員公印	大分県代表監査委員職務代理者之印
(2)	大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印
(3)	大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印
(4)	大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印
(5)	大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印
(6)	大分県監査委員之印	大分県代表監査委員職務代理者之印